

しづぎんダイレクトバンキングサービス利用規定

1.しづぎんダイレクトバンキングサービスに関する事項(共通事項)

(1)サービスの定義

A.しづぎんダイレクトバンキングサービス(以下、「本サービス」という)とは、パーソナルコンピューター、スマートフォン(以下、「パーソナルコンピューター、スマートフォン」を統称して「端末機」という)を使用したインターネットによる契約者からの振込、振替その他の各種取引にかかる依頼を、当行が受け付け当該依頼に基づき手続きを行なうインターネットバンキングサービスをいいます。

B.サービスメニューとは、当行が本サービスを通じて提供する各種取引に関する機能の、取引の種類ごとの分類をいいます。

(2)用語

A.本サービスとは、当行と普通預金取引があり、かつ日本国内に居住する個人のお客さま(15歳未満および、成年被後見人、被保佐人、被補助人、任意後見監督人が選任された任意後見契約の委任者(以下「成年後見制度利用者」という)を除く)が利用できます。また、本条項のほか各サービスメニューにより異なる定めがあります。

B.2023年2月20日以降にインターネットまたはスマートフォンの「しづぎんアプリ」を利用して本サービスを契約された当行所定の年齢以上のお客さまは、振込サービス、振替サービス、および税金・各種料金払込みサービスをご利用いただけません。これらのサービスの利用をご希望される場合は、当行所定の手続きを行なってください。

(3)申込方法

A.本サービスは次のいずれかの方法により申込みができます。

(a)本サービスのログイン画面に必要な事項を入力し、当行へ送信する。

(b)しづぎんダイレクトバンキングサービス申込書(以下、「申込書」という)に、当行所定の本人確認資料を添付し、当行の本支店に提出する。(普通預金のある取扱店に限りません)

B.本サービスのログイン画面において入力した事項または申込書の記載内容を点検のうえ、当行が適当と認めた場合に本サービスの契約は成立するものとします。

(4)各口座届け出、登録

A.契約者は本サービスを利用する代表口座、振替事前登録口座および振込先事前登録口座を本サービスの操作画面上に入力または所定の書面により届け出してください。なお、「決済口座」を届け出ている場合は、当該口座を代表口座と読み替えるものとします。

B.代表口座とは、本サービスの登込み時に登録する本サービスを利用するための基本口座をいいます。契約者の普通預金口座と総合口座普通預金を含む。ただし競馬、競輪等の電話投票用口座等、当行所定の口座は登録できません)に限りります。ただし、事業で使用する口座は代表口座に登録できません。なお、申し込みにあたり、代表口座の登録は必須とします。

C.振替事前登録口座とは、振替サービスを利用する場合に事前に登録する契約者の振替用口座をいいます。契約者(名義および住所等が同一であること)の当行本支店の預金口座およびカードローン口座が登録できます。

D.代表口座に以下の各号の口座を登録した場合、以下の口座が振替事前登録口座として自動的に登録されます。

(a)当行の合意取引規定に定める総合口座(以下「総合口座」という)として利用される普通預金を登録した場合

当該口座と同一総合口座として利用される定期預金口座

(b)当行所定のカードローンの指定預金口座を登録した場合

当該口座を指定預金口座とするカードローン口座

E.契約者が以下の各号の口座を開設した場合、以下の口座が振替事前登録口座として自動的に登録されます。

(a)代表口座と同じ総合口座として利用される定期預金口座を開設した場合

当該定期預金口座

(b)代表口座を指定預金口座とする当行所定のカードローンを開設した場合

当該カードローン口座

F.振込先事前登録口座とは、振込サービスを利用する場合に事前に登録する振込先の預金口座をいいます。当行または当行の承認する金融機関の、国内本支店の預金口座を登録できます。また、登録可能な預金口座は、当行所定の預金種類、口座数に限ります。

G.当行所定の口座(競馬、競輪等の電話投票用口座等)は、振込事前登録口座および振込先事前登録口座として登録できません。

H.本サービスとは、当行インターネット支店の口座をご利用いただくことはできません。振込先事前登録口座として登録することはできます。

(5)サービスの取扱いおよび取扱時間

本サービスの取扱日および取扱時間は、当行所定の取扱日および取扱時間内とします。ただし当行での取扱日および取扱時間変更する場合があります。なお、この場合当行は当行所定の方法により事前に契約者に連絡します。また、本条項のはかサービスメニューにより異なる定めがあります。

(6)利用手数料

A.本サービスの利用手数料は無料です。(振込に伴う振込手数料、組戻しに関する手数料等は別途定める手数料をいだきます)

B.当行はこの利用手数料を変更する場合があります。なお、この場合当行は当行所定の方法により事前に契約者に連絡します。

(7)届け出事項の変更

届け出印章の紛失、盗難があったときは、または印影、氏名、住所、電話番号、諭旨番号その他の本サービスにかかる届け出事項に変更があったときは、契約者はただちに当行所定の書面により当行本支店に届け出してください。なお、届け出事項のうち住所ならびに電話番号の変更については、各種預金規定およびその他の取引規定にかかるわらず、本サービスにおける住所変更受付サービスにより変更を届け出できます(お取引の内容によっては受付できない場合があります)。後記3.(8)住所変更受付サービスを参考ください)。この届け出の前に生じた損害については、当行に責のある場合を除き、当行は責任を負いません。

(8)契約期間

本契約の当初契約期間は、契約日から起算して1年間とし、契約者はまたは当行から申し出しない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。また、継続後も同様とします。

(9)日本国外からのご利用

契約者が本サービスを日本国外から利用する場合には、滞在地の法律・制度・通信事情・端末機の仕様等により、本サービスの全部または一部を利用できない場合があります。滞在地の法律等を事前にご確認ください。

(10)解約

A.合意解約

本契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約できます。なお、契約者からの解約は、当行所定の方法により行なうものとします。

B.強制解約

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はなんら通知することなく、ただちに本契約を解約できます。

(a)住所変更の届け出を怠る等により、当行において契約者の所在が不明になったとき。

(b)支払の停止または被戻手続開始・民事再生手続開始の申し立てがあつたとき。

(c)相続の開始があつたとき。

(d)「犯罪による収監の移転防止に関する法律」に定める取引時確認できないと当行が判断したとき。

(e)成年後見制度利用者となったとき。

(f)その他本契約に違反したとき。

C.代表口座等の解約

代表口座が解約されたときは、本契約は当然に解約されたものとみなします。また、振込事前登録口座または振込先事前登録口座に登録された口座が解約されたときは、本契約は該当する口座にに関して解約されたものとみなします。

D.解約の通知

当行が解約の通知を届け出の住所にあてて発信した場合に、その通知が契約者の責めに帰すべき事由により契約者に到着しなかったときまたは延着したときは、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

(11)サービスの停止

契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも本契約に基づく全部または一部のサービスの提供を停止できます。A.最終利用日から1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。

B.契約者が当行の各種取引契約に違反したとき。

C.当行にサービスの停止を必要とする相当の事由が生じたとき。

(12)規定の適用

本規定に定めのない事項については、代表口座や振替事前登録口座等にかかる各種預金規定、振込規定、投資信託・各種外貨預金にかかる諸規定により取扱います。

(13)規定の変更

A.本規定の各号項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には当行ホームページへの掲載その他相当の方法で示すことにより、変更ができるものとします。B.前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

(14)譲渡・買入れ等の禁止

本契約に基づく契約者の権利および義務の譲渡、買入れはできません。

(15)成年後見人の届け出

A.家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、ただに成年後見人の氏名その他の必要な事項を当行所定の書類で届け出ください。

B.家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、ただに任意後見人の氏名その他の必要な事項を当行所定の書類で届け出ください。

C.すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がされているときにも、前2項と同様に届け出ください。

D.前3項の届け出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に届け出してください。

E.前4項の届け出の前に生じた損害については、当行に責のある場合を除き、当行は責任を負いません。

(16)本サービスの不正使用による振込等

A.損害金の額の補てん請求

本サービスで使用するキャッシュカード暗証番号、ID・パスワード(後記2.(3)A.を参照してください)の盗難・盗用(以下「盗難等」という)により、他人に本サービスを不正使用され生じた振込または税金・各種料金払込みサービス(後記3.(1)および(9)を参照ください)、以下、振込と税金・各種料金払込みサービスを合わせて「振込等」とい)による被害については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当行に対して当該振込等にかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

(a)キャッシュカード暗証番号やID・パスワードの盗難等に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること

(b)当行の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること

(c)警察署等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを行なっていること

B.補てん金額等

前項の請求がなされた場合、当該振込等が契約者の故意による場合を除き、当行は当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむをえない)事由があることを契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします)。前の日以降になされた振込等にかかる損害(手数料や利息を含みます)の額に相当する金額(以下、「補てん対象額」とい)を補てんするものとします。ただし、当該振込等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、当該振込等にかかる損害が契約者の過失に起因する場合は、当行は、被害状況を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。

C.補てん対象期間

前2項の規定は、前記A.にかかる当行への通知が、盗難等が行われた日が該当盗難等が行われた日が明らかでないときは、当該盗難等にかかるID・パスワードを用いて行われた不正な振込等が最初に行なわれた日(から)、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

D.免責事項

前記A.の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補てんの責任を負いません。

(a)当該振込等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ.当該振込等にかかる損害が契約者の重大な過失に起因する場合

ロ.契約者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家庭使用人(家事全般を行なっている家政婦など)によつて行われた場合

ハ.契約者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行なった場合

(b)戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じたまはこれに付随してキャッシュカード暗証番号やID・パスワードが盗難にあつた場合

(c)本規定に付随する取扱いによる損害

本サービスに今後追加されるサービスメニューについて、契約者は新たに申込みなしに利用できます。なお、この場合当行は当行所定の方針により事前に契約者に連絡します。

(17)準拠法および合意管轄事項

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄する裁判所に管轄裁判所とすることに合意します。

(18)個々のサービスメニューの利用規定

本サービスの個々のサービスメニューの利用規定は、後記3.サービスメニューに関する事項に記載します。

(19)サービスメニューの追加

本サービスに今後追加されるサービスメニューについて、契約者は新たに申込みなしに利用できます。なお、この場合当行は当行所定の方針により事前に契約者に連絡します。

(20)本規定における用語

A.本規定で時間の表記をするときは、24時間表記とします(例:「8時」は「午前8時」を指します)。

B.本規定で営業日または当行営業日とは、当行本店窓口営業日を指します(土・日・祝日、12月31日～1月3日等の法令で定める銀行休業日を除く)。

C.本規定で当行本支店とは、当行の日本国内の本支店を指します。

D.本規定で日付、曜日、時刻を表記するときは、日本国内における日付、曜日、時刻を指すものとします。

2.インターネットバンキングサービスに関する事項

(1)端末機の必要な環境

A.本サービスの利用にあたっては、契約者が占有・管理する端末機が必要です。

B.本サービスに必要なブラウザ(WWW閲覧ソフト)および必要なバーソナルコンピューターやスマートフォンの環境は、当行ホームページ等に記載します。

C.端末機に必要な環境については変更する場合があります。その場合は当行ホームページ等に記載します。

(2)本サービスのリスクの承諾

契約者は、端末機を使用することに起因するリスク(不正使用や通信中の回線切断等)、および当行が安全確保のために採用しているセキュリティ対策について理解し、リスクを承諾したうえでサービスを利用するものとします。

(3)本人確認

端末機による本人確認の手続きは、次の方法により行なうものとします。

A.ID・パスワード等

(a)本サービスでは、代表口座番号、当該口座のキャッシュカード暗証番号、ログインID、ログインパスワード、取引用パスワード(以下、「ID・パスワード」という)を使用します。

(b)ID・パスワードは端末機の画面から変更できます。これらの変更を受け付けた場合、当行は契約者が登録した電子メールアドレスへ、確認のため速やかに電子メールを送信します(電子メールにはID・パスワードを記載しません)。なお、キャッシュカード暗証番号は端末機の画面から変更できません。

(c)ID・パスワードの入力を3回連続して誤った場合、本サービスの利用を一時停止します。(以下、「ロックアウト」という)になります。

3.サービスメニューに関する事項

(1)振込サービス

A.振込サービスの内容

(a)振込サービスは、契約者の依頼に基づき、契約者があらかじめ指定した代表口座または振込事前登録口座のうち代表口座と同一店舗の普通預金口座(以下、「振込資金出金口座」とい)よう)、契約者の指定する金額を引落しのうえ、契約者が事前に登録した振込事前登録口座、または契約者の指定する当行または当行の承認する金融機関の国内本支店の預金口座あてに振込を行うサービスメニューです。

(b)振込は、振込先を振込先事前登録口座として事前に登録しておくこと、依頼の都度振込先を指定する都度指定振込の2種類があります。なお、振込先を振込先事前登録口座として登録しておくと、取扱をより迅速に行なうことができます(本サービスでは、振込先事前登録口座を一覧表示します)。

(c)振込にあたっては当行所定の振込手数料(消費税等を含む)をいたす

す。ロックアウトを2回繰り返した場合は、利用閉塞となり、本サービスを利用できなくなります。この場合、後記D.(c)のID・パスワード再登録を行なうことにより、再度本サービスをご利用いただることができます。

B.本人確認手続き

(a)契約者が本サービスを利用する場合は、当行ホームページからログイン画面に呼び出し、「代表口座番号またはログインIDおよび「ログインパスワード」を入力してください」。

(b)前記(a)の入力を当行が受信し、認証した「代表口座番号またはログインID」および「ログインパスワード」が契約者の現在の登録内容と各々一致した場合は、当行は契約者の依頼とみなします。

C.利用開始登録

(a)初回の利用の際には、端末機の画面を操作して利用開始登録が必要です。

(b)ログイン画面に代表口座番号、当該口座のキャッシュカード暗証番号等を入力してください。

(c)前記(b)の登録後に、ログインID、ログインパスワード、取引用パスワードの登録と、電子メールアドレスの入力を行なってください。

D.ID・パスワードの管理

(a)ID・パスワードは本サービスの利用にあたり、契約者であることを確認するためのものですから、他人に教えた、知られないようにしてください。当行職員であっても契約者がID・パスワードを尋ねることはあります。また、ID・パスワードを端末機の周囲に記録したり放置したりすることは危険ですから避けください。

(b)ログインパスワード、取引用パスワードは定期的に変更されることがあります。なお、各パスワードが変更されてから一定日数が経過した場合は、パスワード変更の画面を表示します(変更しないことも可能です)。

(c)ID・パスワードを失念した場合、再登録を希望する場合は以下のとおり取り扱います。

イ.ログインID

本サービスの操作画面により代表口座番号、ログインパスワードでログインのうえ、ログインIDの変更手続きを行なってください。

ロ.ログインパスワード、取引用パスワード

本サービスの操作画面により代表口座番号および該当口座のキャッシュカード暗証番号等を入力し、再登録を行なってください。この場合、後記4.のワンタイムパスワード(以下「ワンタイムパスワード」という)による登録済の場合は、ワンタイムパスワードを入力してください。また、利用登録なしの場合は届出電話番号による認証を行ないます。

E.取引の依頼

A.取引依頼の方法

契約者は前記2.(3)B.の本人確認手続きを経たのち、端末機の画面を操作して取引に必要な当行所定の事項を正確に入力してください。

B.取引依頼の確定

必要事項の入力が終了すると、依頼内容を画面に表示しますので、その内容が正しい場合は、契約者は画面に表示する方法により確認した旨の操作を行なってください。この依頼内容の確認が各取引に必要な時間まで行われた場合は、取引依頼が確定したものとし当行所定の方法で取引を行ないます。

C.取引の成立

(a)契約者の指定した取引のうち代表口座または振込事前登録口座による資金の引落しをともなう取引については、前項の取引依頼が確定したのち、当行は契約者から依頼を受けた振込資金、振込手数料、振込料金または各種手数料等を出し、出金指定口座にかかる各種規定にかかる引落しを行なうと、依頼をもって取引が成立したのとします。また、以下のいずれかひとつにも該当しない、その引落しができなかった場合は、取引依頼がなかったものと取扱います。

イ.出金指定口座が解約済みのとき

ハ.契約者がから出金指定口座の支払停止の届け出があり、当該届け出に基づき当行が所定の手続きを行なったとき

ニ.差押やその他をもつてない事情があり、当行が引落しを不適当と認めたとき

ホ、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に定める取引時確認を必要とする取引で、取引時確認をできないと当行が判断したとき

(b)前項以外の取引については、取引依頼の確定をもって取引が成立したものとします。

D.取引内容の確認

(a)契約者は、契約者の指定した取引で出金指定口座よりの資金の引落しをともなう取引を利用したのち、速やかに以下の方法で取引内容を照合してください。

イ.当該預金通帳等の記載

ロ.当行より付送する定期預金利息計算書等

ハ.当行より付送する定期預金利息計算書等の記載等

ニ.端末機による振込依頼照合額等

ホ.前記(1)の取引内容や取扱い依頼内容との相違がある場合は、ただにその旨をカタマク・ボーラー・ゼンタードまで連絡してください。この場合において、契約者と当行との間に疑惑が生じたときは、当行の電磁的記録の内容を正当なものとして取扱います。

E.免責事項

A.本人確認

前記2.(3)B.により本人確認手続きを経たのち取引を行なったうえは、当行は依頼者と契約者と

だきます。なお、本サービスで振込手数料を算定する際の同一店舗とは、振込資金出金口座の取扱店舗と同一の店舗とします。

(d)振込はすべて電話にて取扱います。

(e)振込の依頼を受け付ける際、当行は、振込先の銀行名・支店名が正当なものであるかは確認していますが、口座番号・受取人名等が正当なものであるかは確認していません。ただし、振込先口座確認の取扱いとなる振込は口座番号・受取人名の確認をします(後記、「G.振込先口座確認」を参照してください)。

(f)このサービスメニューのうち後記 C.振込サービスの手続きは、ワントタイムパスワードのご利用が必要です。

B.振込サービスの上限額

(a)本サービスでは、出金指定口座ごとに、本サービスでの振込と合計1日あたり20万円以内とします(1件あたりの上限は定めません)。なお、合計金額は依頼を受け付けた日(0時から24時までを1日とします)を基準に算出します。上限金額の算定には、振込手数料は含みません。

(b)当行は前記(a)の上限金額・算出方法等を変更する場合があります。この場合、当行は当行所定の方法により契約者に事前に通知します。

(c)1日あたりの振込替限額は端末機の画面から変更ができます。ワントタイムパスワード利用開始後は、出金指定口座ごとの振込替限額額として指定できる金額を1日あたり1,000万円以内(1件あたりの上限は定めません)とします。

(d)前記(c)の上限金額の変更は以下のとおり反映するものとします。なお、変更を受け付けた場合、当行は契約者が登録した電子メールアドレスへ、確認のため速やかに電子メールを送信します。

イ.ワントタイムパスワード利用あり
受付後、即時に反映するものとします。

ロ.ワントタイムパスワード利用なし
増額した場合は翌日0時に、減額した場合は即時に反映するものとします。

C.振込サービスの手続き

イ.当日振込

(イ)振込依頼が確定し内容確認が終了すると、原則としてただちに振込金額と振込手数料の合計金額を振込資金出金口座から引落します。端末機の画面から変更ができます。ワントタイムパスワード利用開始後は、出金指定口座ごとの振込替限額額として指定できる金額を1日あたり1,000万円以内(1件あたりの上限は定めません)とします。

(d)前記(c)の上限金額の変更は以下のとおり反映するものとします。なお、変更を受け付けた場合、当行は契約者が登録した電子メールアドレスへ、確認のため速やかに電子メールを送信します。なお、電子メールには振込先の口座番号、金額等は記載しません。

ロ.指定日振込予約

(イ)指定日振込の予約として受け付けます(振込依頼が確定し内容確認が終了しても、受付時点では振込資金出金口座からの引落しません)。画面に指定日を表示しますのでご確認ください。なお、指定日は翌営業日のみの取扱いとします。

(ロ)事前登録振込と都度指定振込どちらも受け付けます。

(ハ)振込依頼を受け付けた場合、当行は契約者が登録した電子メールアドレスへ、確認のため速やかに電子メールを送信します。なお、電子メールには振込先の口座番号、金額等は記載しません。

(イ)指定日振込の予約として受け付けます(振込依頼が確定し内容確認が終了しても、受付時点では振込資金出金口座からの引落しません)。画面に指定日を表示しますのでご確認ください。なお、指定日は翌営業日のみの取扱いとします。

(ロ)契約者が指定した振込指定日(毎月振込予約)の取扱いも可能です。

(ニ)振込依頼を受け付けた場合、当行は契約者が登録した電子メールアドレスへ、確認のため速やかに、振込依頼を受け付けた旨の電子メールを送信します(この時点ではまだ振込を行なっていません)。なお、電子メールには口座番号、金額等は記載しません。

(ホ)振込指定日(毎月30日以降に、振込金額と振込手数料の合計額を振込資金出金口座から順次引落し、当行所定の方法により振込の手続きを行ないます)。

(ハ)振込依頼が残高不足等で処理できなかった場合は、処理不能の旨の電子メールを送信します。なお、電子メールには振込先の口座番号、金額等は記載しません。また、処理不能の旨の電子メールを送信した場合は、振込依頼はなかったものとします。

(ト)指定日振込の場合、振込手数料は個別に画面表示せず、取引画面の中に一覧表で表示します。

(b)取扱時間は、当行所定の時間とします。また、当行は取扱時間を変更することができます。この場合、当行は当行所定の方法により契約者に事前に連絡します。

(c)取引依頼の変更・取消

イ.当日振込の場合、確定した取引依頼の変更・取消はいっさいできません。

ロ.指定日振込予約の場合、確定した取引依頼の取消は、当行が前記(a)ロ.(イ)の手続きを開始するまでは、端末機からの操作によって行なうことができます。この取消の依頼を受け付けた場合、当行は該当振込はなかったものとします。確定した取引依頼は変更できませんので、当該依頼を取り消し、依頼をやりなおしてください。

D.振込先事前登録口座の登録、削除

(a)契約者は、所定の書面を提出することにより振込先事前登録口座を登録、削除できます。

エ.振込証訂・組戻し

(a)取引が成立したものの証訂・組戻しは原則としてできません。

(b)当行がやむを得ないものと認めて組戻しを承認する場合は、契約者からカクマーサポートセンターへの電話による組戻しの依頼を受け付いたうえで、その手続きを行ないます。この場合、当行所定の方法による本人確認手続きを終ったのち、依頼を受け付けます。ただし、振込手数料は返却しません。なお、振込先金融機関の手由により組戻しができない場合があります。

(c)前記(b)の組戻し手続きを行なったにより、組戻しされた振込資金は、振込資金出金口座に入金し(振込手数料は返却しません)。その時点では当行が当行所定の組戻手数料(消費税等を含む)を組戻しました振込資金から差引きします。ただし組戻しができなかつた場合は組戻手数料はいたたきません。

F.振込資金の返却

「振込先口座設立なし」等の事由により振込不能となり、振込先の金融機関から振込資金が返却された場合は、当行は契約者から組戻しの依頼があったものとみなし、契約者に通知することなく当該振込資金を振込資金出金口座に入金します(振込手数料は返却しません)。C.ロ.(ハ)の毎月振込予約において、同一受取人口座に対する振込資金の返却が当行所定の期間継続した場合は、当行はいつでも当該受取人口座に対する毎月振込予約を解約できるものとします。

G.振込先口座確認

(a)振込先口座確認の内容
本サービスでは、振込先口座確認は振込の依頼を受け付けた際に振込先口座の実在確認および入力された受取人名と振込先口座名義人が符合するとの確認をします。

(b)振込先口座確認の対象となる振込は、都度指定振込(振込先個別入力方式による振込および振込先口座(原用者登録)による振込です。ただし、毎月振込予約による振込は対象外です)。

(c)取扱時間
振込先口座確認の取扱時間は、当行所定の時間とします。ただし、この取扱時間内でも振込先金融機関が取扱いをしていない場合には確認できません。また、当行は取扱時間を変更する場合があります。この場合、当行は当行所定の方法により契約者に事前に通知します。

(d)振込先口座確認の停止

振込先口座確認実施時に、振込先口座の口座番号の誤入力(振込先口座が存在しなかつた場合)を連続して行ない、誤入力の連続回数が当行所定の回数に達した場合は、以後振込先口座確認を停止します。

(e)振込先口座確認停止の解除
前記(d)により振込先口座確認が停止された場合、当行所定の手続きにより解除の依頼があり、当行がやむを得ないと判断した場合のみ、振込先口座確認停止の解除をします。

H.その他
(a)本サービスでの振込の受付内容、結果は、端末機により振込振替依頼

照会で確認できます。

(b)本サービスでの振込依頼を受け付けた場合、当行は端末機に受付結果を送信しますので、必ず確認してください。端末機が回線等の障害等により受付結果を受信できなかつた場合は、障害回復等に前記(a)の振込振替依頼照会の画面より受付結果を確認してください。

(2)振替サービス

A.振替サービスの内容

(a)振替サービスは、契約者の依頼に基づき、契約者があらかじめ指定した代表口座および、振替事前登録口座の普通預金口座(総合口座普通預金を含む)および貯蓄預金の相互間で、資金の動轉を行なうサービスメニューです(対象となる口座を画面に一覧表示します)。

B.振替サービスの限度額

(a)本サービスでは、出金指定口座ごとに、本サービスでの振込と合計で、1日あたり20万円以内とします(1件あたりの上限は定めません)。なお、合計金額は依頼を受け付けた日(0時から24時までを1日とします)を基準に算出します。

(b)当行は限額・算出方法を変更する場合があります。この場合、当行は当行所定の方法により契約者に事前に通知します。

(c)1日あたりの振込替限額は端末機の画面から変更ができます。ワントタイムパスワード利用開始後は、出金指定口座ごとの振込替限額額として指定できる金額を1日あたり1,000万円以内(1件あたりの上限は定めません)とします。

(d)前記(c)の上限金額の変更は以下のとおり反映するものとします。なお、変更を受け付けた場合、当行は契約者が登録した電子メールアドレスへ、確認のため速やかに電子メールを送信します。

イ.ワントタイムパスワード利用あり
受付後、即時に反映するものとします。

ロ.ワントタイムパスワード利用なし
増額した場合は翌日0時に、減額した場合は即時に反映するものとします。

C.振替サービスの手続き

(a)振替の手続き

イ.当日振替

(イ)振替依頼が確定し内容確認が終了すると、原則としてただちに振込金額と振込手数料の合計金額を振込資金出金口座から引落します。端末機の画面から変更ができます。ワントタイムパスワード利用開始後は、出金指定口座ごとの振込替限額額として指定できる金額を1日あたり1,000万円以内(1件あたりの上限は定めません)とします。

(ロ)前記(c)の上限金額の変更は以下のとおり反映するものとします。なお、変更を受け付けた場合、当行は契約者が登録した電子メールアドレスへ、確認のため速やかに電子メールを送信します。

(ハ)前記(c)の振込替限額として指定できる金額を1日あたり1,000万円以内(1件あたりの上限は定めません)とします。

(ロ)指定日振替予約の取扱いも可能です。

(ハ)振替依頼を受け付けた場合、当行は契約者が登録した電子メールアドレスへ、確認のため速やかに、振替依頼を受け付けた旨の電子メールを送信します(この時点ではまだ振替を行なっていません)。なお、電子メールには口座番号、金額等は記載しません。

(ロ)指定日振替予約として受け付けます(振替依頼が確定し内容確認が終了しても、受付時点では出金指定口座から引落しません)。画面に指定日を表示しますのでご確認ください。なお、指定日は翌営業日のみの取扱いとします。

(ロ)契約者が確定した振替指定日(毎月振替予約)の取扱いも可能です。

(ハ)振替依頼を受け付けた場合、当行は契約者が登録した電子メールアドレスへ、確認のため速やかに、振替依頼を受け付けた旨の電子メールを送信します(この時点ではまだ振替を行なっていません)。なお、電子メールには口座番号、金額等は記載しません。

(ロ)振替指定日の7時30分以降に、振替金額を出金指定口座から順次引落し、指定された金額口座へ振替えます。

(ロ)振替依頼が残高不足等で処理できなかつた場合は、処理不能の旨の電子メールを送信します(振替依頼が正常に処理できた場合は電子メールは送信しません)。なお、電子メールには口座番号、金額等は記載しません。また、処理不能の旨の電子メールを送信した場合は、振替依頼はなかつたものとします。

(b)取扱時間は当行所定の時間とします。また、取扱時間は変更する場合があります。この場合、当行所定の方法により契約者に事前に連絡します。

(c)取引依頼の変更・取消

イ.当日振替の場合、取引依頼の変更・取消はいっさいできません。

ロ.指定日振替予約の場合、確定した取引依頼の取消は、当行が前記(a)ロ.(イ)の手続きを開始するまでは、端末機からの操作によって取り消しできます。この取り消しの依頼を受け付けた場合、当該取引依頼はなかつたものとします。確定した取引依頼は変更できませんので、当該依頼を取り消し、依頼をやりなおしてください。

(3)定期預金取引サービス

A.定期預金取引サービスの内容

(a)定期預金取引サービスは、契約者からの依頼に基づき、当行所定の定期預金の作成・解約等ができるサービスメニューです。なお、積立預金く愛>については後記(4)積立預金く愛>取引サービスによります。

(b)新規口座開設および口座解約はできません。

(c)定期預金の作成・解約等の場合、振替相手にできるのは、代表口座または振替事前登録口座の普通預金に限ります(貯蓄預金を振替相手とすることはできません)。

(d)それぞの取引で定める取扱時間と限度額は、変更することができます。この場合、当行は当行所定の方法により契約者に事前に連絡します。

B.定期預金の作成

(a)振替事前登録口座として総合口座定期預金を登録した場合、当行所定の定期預金の作成ができます。

(b)定期預金作成の限度額

定期預金作成の上限金額はありません(1回あたりの上限額は、作成する定期預金の額度によります。また、振込振替限度額での累積はあります)。

(c)定期預金作成の手続き

イ.作成できる定期預金は、総合口座定期預金のみとします。

ロ.取扱時間は当行所定の時間とします。

ハ.取引依頼が確定した場合は、当行はただちに出金指定口座から資金を引落し、定期預金を作成します。適用金利は依頼日当日の店頭表示金利を適用します。

ニ.作成処理の終了後、当行は契約者が登録した電子メールアドレスへ、確認のため速やかに、処理終了の旨の電子メールを送信します。なお、電子メールには口座番号、金額等は記載しません。

ホ.作成処理の終了後は、取引依頼の変更・取消はできません。

C.定期預金解約

(a)振替事前登録口座として総合口座定期預金を登録した場合、取扱番号位まで定期預金の解約ができます。

(b)解約にあたっては、解約する定期預金の明細の取扱番号を指定してください。ただし、元金1,000万円未満で当行所定の定期預金に限ります。また、元金の一部支払はできません。

(c)中途解約の場合は、当行所定の中途解約利率を適用します。

(d)元利金は、通帳払い定期預金口座の場合は、指定された代表口座または振替事前登録口座の普通預金へ、総合口座定期預金口座の場合は、当該総合口座定期の通帳口座へセッタップされた普通預金口座へ入金します。ただし、中間払回利を支払済みの定期預金の中途解約の場合は、元金および中途解約利率の合計額から、支払済み中途払回利を差し引いた金額を入金します。

(e)定期預金解約手続き

イ.解約できる定期預金は、総合口座定期預金のみとします。

ロ.取扱時間は当行所定の時間とします。取引依頼が確定した場合は、当行はただちに定期預金を解約し、入金口座へ元利金を入金します。

ハ.解約処理の終了後、当行は契約者が登録した電子メールアドレスへ、確認のため速やかに、処理終了の旨の電子メールを送信します。なお、電子メールには口座番号、金額等は記載しません。

ニ.解約処理の終了後は、取引依頼の変更・取消はできません。

D.定期預金残高および定期預金照会

(a)振替事前登録口座として総合口座定期預金を登録した場合、残高および預入明細の照会ができます。

E.定期預金満期時取扱方法の変更

(a)振替事前登録口座として総合口座定期預金を登録した場合、当該定期預金の預入明細について満期時取扱方法を変更することができます。

(b)満期時取扱方法変更では、「元金継続扱い」、「元利継続扱い」または「自動解約扱い」のいずれかに変更することができます。

(c)満期時取扱方法の変更手続き

イ.取引依頼が確定した場合は、当行はただちに依頼があった預金明細の満期時取扱方法を変更します。

ロ.満期時取扱方法変更処理の終了後、当行は契約者が登録した電子メールアドレスへ、確認のため速やかに、処理終了の旨の電子メールを送信します。なお、電子メールには口座番号、金額等は記載しません。

ハ.満期時取扱方法変更処理の終了後は、取引依頼の変更・取消はできません。

(4)積立預金く愛>取引サービス

A.積立預金く愛>取引サービスの内容

(a)積立預金く愛>取引サービスは、契約者からの依頼に基づき、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(b)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>無通帳式(以下、「無通帳式」といいます)と振替事前登録口座に登録する方法で利用できます。

(c)それぞの取引で定める取扱時間、限度額および取引可能な積立預金く愛>の種類は、変更することができます。この場合、当行は当行所定の方法により契約者に事前に連絡します。

B.積立預金く愛>無通帳式の口座開設

(a)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(b)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(c)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(d)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(e)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(f)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(g)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(h)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(i)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(j)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(k)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(l)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(m)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(n)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(o)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(p)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(q)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(r)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(s)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(t)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(u)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(v)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(w)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(x)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(y)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(z)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(aa)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(bb)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(cc)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(dd)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(ee)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(ff)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(gg)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(hh)積立預金く愛>取引サービスは、積立預金く愛>の預入・支払等ができるサービスメニューです。

(ii)積立預金く愛>取引サービス

(a) 購入とは、代表口座からファンド購入資金を引落しのうえ、契約者が指定するファンドを購入することをいいます。
(b) 当行は、契約者からのファンド購入依頼を受け付けた場合、当該ファンドの購入資金をただちに引落します。なお、残高不足等で購入資金等の引落しができない場合は、当該購入依頼は不成立となります。

F. 换金

- (a) 换金とは、契約者が指定するファンドを換金のうえ、代表口座に換金代金を入金することをいいます。
(b) 当行は、契約者からのファンド換金依頼を受け付けた場合、当該ファンドの換金代金については当該ファンドの目録見書等に定められた通りに、代表口座に入金します。

G. スイッチング

- (a) スイッチングとは、ファンドの全部または一部の換金代り金をもって、当該ファンド以外のファンドの購入代金と、換金と購入の申込みを同時にを行うことをいいます。スイッチングを申込むあたり、当行があらかじめ定めるファンドの相互間で、ファンドの換金申込みと他のファンドの購入申込みを同時に実行ください。
(b) スイッチングによりファンドの購入申込みをする場合の取得料額は目録見書等に定められた日の基準価額とします。この場合、購入時手数料等は当行の定めるところによります。
(c) スイッチングによるファンドの換金申込みにより源泉徴収を行う場合は、別途、指定預金口座より自動的に引落します。

H. 投資信託定期定額買付サービス(以下、「積立投信」という)

- (a) しずぎんネット投信で積立投信の新規契約・変更・解約をお申込みいただけます。当行は契約者の依頼に基づき、指定預金口座にかかる預定期限内にかわらず、預金通帳および払戻請求書の提出なしに、毎月の振替指定日に、指定された金額(以下、「振替金額」という)を指定預金口座から引落し、指定のファンドの自動けいぞく投資口座へ払い込みます。当行は契約者からの「預金口座振替依頼書(投資信託定期定額買付サービス用)」のご提出に代えて、しずぎんネット投信でご指定いただいた項目にしたがい預金口座振替を行います。
(b) 振替指定日が、当行営業日または目録見書等に記載の申込みを受け付いた日にあらかじめ、その翌営業日以降、当行営業日で最初に受け可能となる日に、指定預金口座からの引落しおよび自動けいぞく投資口座への払込みを行います。
(c) 当行は、自動けいぞく投資口座への払込みが行われた日に、契約者からの申込みがあらかじめしたものとして取扱います。
(d) 指定預金口座の残高(当座貸借の限度額を含めない)が払込指定日の前日の当行所定時間において振替金額に満たないときは、その月のファンドの購入申込みはないものとして取扱います。
(e) ファンドの購入に購入時手数料等が必要な場合は、振替金額から充當します。
(f) 積立投信の内容を変更するとき、または購入を中止するときは、振替指定期日の当行営業日前までにしずぎんネット投信で変更・解約手続きをしてください。なお、ファンドの換金につきましては、別途しずぎんネット投信で手続きをしてください。
(g) 積立投信の変更・止継の手続きは、購入したファンドが店頭でも取扱うファンドの場合に限り、店頭でも手続きいただけます。

I. 取引の取消

- しずぎんネット投信による購入・換金・スイッチングの変更・取消はできません。

J. 照会

- (a) しずぎんネット投信および店頭で申し込みいただいた投資信託の前営業日の残高を照会できます。
(b) しずぎんネット投信で申し込みいただいた投資信託取引の処理状況を照会できます。

K. 取引内容の交付

- 契約者が投資信託取引を行った場合は、当行は取引内容を記載した書類を契約者の届け先の住所宛て郵送による提供または法令に則った電磁的方法による閲覧提供(以下、「電子交付サービス」という)にて交付しますので、直ちに記載内容をご確認ください。

L. 電子交付サービス

- (a) 以下の場合、電子交付サービスのご利用について同意したものとします。
イ. しずぎんネット投信または店頭で電子交付サービスの中込みを行った場合
ロ. インターネット経由での投資信託口座開設申込み時点において、本サービスを契約済の場合
(b) 電子交付サービスにより提供する書面(以下、「対象書面」という)は次のとおりです。
イ. 「取引報告書」
ロ. 「取引履歴報告書」
ハ. 「分金額償還・再投資報告書」
二. 「特定口座源泉徴収(還付)明細書」
ホ. 「運用報告書」
ヘ. 「特定口座年間取引報告書」
ト. 「上場株式配当等の支払通知書」
(c) 対象書面の閲覧可能期間は、作成日翌営業日より 5 年間です。ただし、運用報告書の閲覧可能期間は作成日より 5 年半です。
(d) 電子交付サービスの利用解除については、店頭での手手続きが必要です。電子交付の利用解除を受けた場合、以後の書面交付は郵送にて行います。
(e) 利用解除後、再度電子交付サービスの利用を希望する場合には、改めてしずぎんネット投信にログインし利用開始の手続きを行なう必要があります。その際、再度利用手続きが完了するまでの間に郵送にて交付された書面については、電子交付サービスによる閲覧はできません。
(f) 投資信託口座を解約または本サービスを解約した場合、以後電子交付サービスはご利用いただけません。必要な報告書等はご解約の手続き前にご自身でダウンロード・印刷して頂き、大切に保管してください。
(g) 免責事項
イ. 交付書面は、当行からお客様への通告をすることなく、内容や形式を変更する場合があります。
ロ. 電子交付対象書面を追加する場合は、新たに対象となる書面についての電子交付にも同意するものとします。
ハ. 電子交付に係る法令の変更や監督官庁の指示、またはその他必要な状況が発生した際には、郵送交付を行う場合があります。

(7) 外貨預金インターネット受付サービス

A. 外貨預金インターネット受付サービスの内容

- (a) 外貨預金インターネット受付サービスは、契約者からの依頼により、以下の外貨預金取引の受付を行うサービスメニューです。
イ. 外貨預金口座の開設
ロ. 外貨預金普通預金口座の振替入出金
ハ. 外貨定期預金口座の新規作成(預け入れ)、満期解約、自動継続払いの外貨定期預金の自動継続停止
ニ. 外貨預金の前営業日最終の残高、外貨普通預金入出金明細および外貨定期預金明細の照会
ホ. 外貨預金インターネット受付サービスで受け付けた取引依頼の処理状況の照会、および取引依頼の取消
ヘ. インターネット適用相場、金利の照会
ト. 外貨普通預金口座のWeb口座への切替
(b) 外貨預金インターネット受付サービスでの外貨普通預金口座開設は、以下の通り取り扱います。
イ. 金額ゼロで作成します。
ロ. 開設できるのは同一通貨で最初の口座(以下、「第 1 口座」という)に限りません。
ハ. Web 口座とし、ステートメント払いおよび通帳払いは取扱いません。
ニ. 中申込後 2 段階目にてインターネット画面に外貨普通預金口座が表示され、入金・出金が利用できるようになります(口座開設の段階と同時に入金依頼はできません)。
ホ. 代表口座の取引店舗で作成します。当該取引店に外貨預金取引がない場合、届け出印鑑は当該取引店の共通印鑑届により届け出された印鑑とします。
ヘ. 代表口座の取引店に外貨預金取引がない場合、外貨預金取引の振替先口座となる円貨の普通預金口座として、本サービスの代

表口座を自動的に登録します。この登録により、当該取引店の店頭で外国為替取引を行う場合にも、この普通預金口座と振替えることができます。

- (c) 外貨預金取引と振替える円貨預金口座は、代表口座または振替事前登録口座として登録された普通預金口座のいずれかとします。
(d) 外貨定期預金は、以下の通り取扱います。
イ. ステートメント払いのみとし、証券取扱いは取扱いません。
ロ. 外貨普通預金をお持ちでない契約者が外貨預金インターネット受付サービスで外貨定期預金の預け入れを行なう場合は、まず外貨普通預金口座の開設が必要です。外貨普通預金インターネット受付サービスでの外貨普通預金口座開設は前記(b)の通り取扱います。

ハ. 外貨定期預金は、画面上で指定された取引店別で作成します。届け出印鑑は、その取引店に「署名印鑑ならびに代理人届」または外為用の「印鑑届」により届け出られた印鑑がある場合はその印鑑とし、前記届け出印鑑がない場合は当該取引店の共通印鑑届により届け出された印鑑とします。
二. 自動継続法のうち、元金継続(利息付受取)を指定するには、同一取引店に同一通貨の外貨普通預金口座(第 1 口座に限る)が必要です。第 1 口座を保有していない場合は、元利継続扱いとなります。

(e) 外貨預金インターネット受付サービスでは、外貨普通預金間の振替取引、外貨普通預金口座の解約、外貨定期預金の中途解約、為替予約の締結は取扱いません。

B. 利用方法

- (a) 税金・各種料金払込みサービス(以下「料金等払込みサービス」という)は、当行所定の収納機関(税金・各種料金の払込みを受取する財務省会計センター、閑税局・税関、国税庁等)に対し、契約者が端末機より本サービスを利用して、税金、手数料、料金等(以下「料金等」という)の払込みを行なうサービスメニューです。
(b) 料金等払込みサービスで受け付けた料金等の払込みは、引落しと同時に収納機関に通知されます。

(c) 当行所定の収納機関は、当行ホームページ等に掲載します。
(d) このサービスメニューは、当行所定の民間企業(以下「民間企業」という)への各種料金の払込みを行う場合、ワンタイムパスワードのご利用が必要です。

B. 利用方法

- (a) 料金等の払込み資金の支払口座として指定できるのは、代表口座または振替事前登録口座のうち普通預金口座とします。

(b) 料金等払込みサービスには、次の 2 種類の利用方法があります。
イ. 契約者が本サービスにログインし、料金等払込みサービスを選択する場合

(イ) 契約者の端末機の画面に入力画面を表示しますので、取納機関から通知された収納機関番号、お客様番号(納付番号)、確認番号その他の当行所定の事項を正確に入力してください。この入力により、当行契約者がから収納機関に対する納付情報または請求情報(以下「納付情報等」という)の照会の依頼を受けたものとします。

(ロ) 収納機関からの納付情報等の照会結果を契約者の端末機の画面に表示しますので、内容を確認のうえ、料金等の支払口座を指定し、取引日パスワードその他の当行所定の事項を正確に入力してください。前記 2.(4)B. に関わらずこの入力をもって料金等払込みの取引依頼の確定とします。

(ハ) 回線障害等により、当行が収納機関に所定の納付情報等を照会できない場合、料金等の払込みを受付できません。

ロ. 契約者が収納機関のホームページ等において、納付情報等を確認したうえで料金等の支払方法として当行の料金等払込みサービスを選択する場合

(イ) 契約者の端末機の画面に、当行の本サービスのログインページを表示しますので、前記 2.(3)B. の「代表口座番号またはログイン ID」および「ログインパスワード」を正確に入力し、ログインしてください。

(ロ) ログインすると、収納機関から当行インターネットバンキングサービスに引き継がれた納付情報等が契約者の端末機の画面に表示しますので、内容を確認のうえ、料金等の支払口座を指定し、取引用パスワードその他の当行所定の事項を正確に入力してください。前記 2.(4)B. に関わらずこの入力をもって料金等払込みの取引依頼の確定とします。

(ハ) 回線障害等により、当行が収納機関に所定の納付情報等を照会できません。料金等の払込みを受付できません。

(c) 料金等の払込みの取引依頼が確定し、当行が受け取った料金等の支払口座、取引用パスワード等と、契約者が届け出た現在の預金口座、取引用パスワード等が各々一致した場合は、当行は依頼内容を確認のうえ当該預金口座より料金等払込みの金額を引落し、収納機関に納付情報を通知のうえ、契約者の端末機の画面に料金等の払込みの取引結果を表示します。

C. 入力項目に誤りがあった場合の取扱

お客様番号(納付番号)、確認番号その他の事項の入力を、5 回連続で誤った場合、料金等の払込みサービスの利用が一時停止となります(料金等払込みサービスによる停止)。

(b) 外貨預金インターネット受付サービスは、外貨為替市場の状況等によっては、取扱を中止または一時停止することがあります。

E. 適用する外貨為替市場および金利

(a) 適用する外貨為替市場は、適用する金利は、当行所定の「インターネット適用相場」とし、適用する金利は、当行所定の「元利継続」とし、契約者が指定した種類・期間・金額で適用される金利を適用します。

(b) インターネット適用相場および金利は、インターネット画面上で表示します。

(c) インターネット適用相場および金利は、通常、店頭で公表している外国為替相場および金利と異なる場合があります。

(d) インターネット適用相場の公表後、東京外国為替市場における相場が大きく変動した場合は、インターネット適用相場を見直すことがあります。この場合、一時お取引ができないことがあります。

F. 外貨預金口座の表示

(a) 通常本行に外貨預金取引がある場合、画面に取引店、預金種類、通貨、前営業日最終残高(外貨普通預金は口座毎に、外貨定期預金は同一取引店における通貨毎の合計額)を表示します。

(b) お持ちの外貨預金口座が画面に表示されない場合は、カスタマーサポートセンターにご連絡下さい(指定依頼書が提出されていない場合、または指定依頼書で届け出された預金口座が代表口座、振替事前登録口座以外の場合などは、口座の登録が必要です)。

G. 電子メールでの通知

(a) 当行は、取引依頼の受付時と処理終了時に、契約者が登録した電子メールアドレスへ、速やかに電子メールを送信します(電子メールには取引の内容を記載しません)。

(b) 出金指定口座の残高不足等で受け付けた取引の処理ができない場合は、当行の電子メールの送信をもって取引依頼はなかったものとします。

H. 取引依頼の照会

(a) 「外貨預金依頼内容の照会・取消」画面で取引依頼の内容、現在の処理状況、処理結果を照会できます。

(b) 前記 C. の電子メールで通知した取引の処理内容は、本画面より照会できます。

I. 取引依頼の取消

(a) 外貨預金インターネット受付サービスで受け付けた取引依頼は、次の(b)・(d)の場合は「外貨預金依頼内容の照会・取消」画面からの操作により取消できません(取引店頭では取消できません)。

(b) 前記 D.(a) の当日受付予約の時間帯に確定した取引依頼は、その日の 11 時まで取消できます。

(c) 前記 D.(a)・D.(b) の当日受付予約の時間帯に確定した取引依頼は、その日の 11 時まで取消できません。

(d) 前記 D.(a)・D.(b) の翌日受付予約の時間帯に確定した取引依頼は、翌営業日の 11 時まで取消できます。

J. 住所変更受付サービス

(a) 住所変更受付サービスの内容

(a) 住所変更受付サービスは、契約者が当行に届け出の住所ならびに電話番号を変更する際に、当行所定の書面による届け出にて、契約者がその依頼により変更を受け付けるサービスメニューです。

(b) このサービスメニューは、ワンタイムパスワードのご利用が必要です。

K. 变更受付の条件

以下のいずれかに該当する場合は、変更の受付はできません。

(a) 借入取引がある場合は(総合口座当座貸付、活用型口座当座貸付、およびカードローンは除きます)。第三者の借入を保証している場合を含みます。

(b) 当座預金取引がある場合。

(c) 少額貯蓄非課税制度(マル優)、少額公債非課税制度(マル特)を利用している場合。

(d) 勤労者財産形成促進制度に基づく預金(財形預金)を利用している場合。

(e) 純金積立取引がある場合。

(f) 外國為替取引がある場合(届け出印鑑が共通印鑑届により届け出されている外貨預金は除きます)。

(g) 教育資金贈与預金(愛称: 富士のように)、結婚・子育て資金贈与預金取引がある場合。

L. 变更受付の範囲

変更の対象となる取引は、契約者の代表口座および振替事前登録口座の当座定期預金の取引に限ります。

M. 取扱日および取扱時間

当行所定の取扱日および取扱時間とします。

N. 料金・各種料金払込みサービス

A. 税金・各種料金払込みサービスの内容

(a) カードローンサービスとは、契約者がかかる依頼に基づき、契約者があらかじめ指定したカードローン口座の借入・返済、契約内容照会、および借入限度額の変更申込等ができるサービスメニューです。

(b) このサービスメニューは、当行所定のカードローン口座を振替事前登録口座に登録することで利用できます。なお、カードローンの種類により利用できる取引内容が異なります。当行はこれらの取引内容を変更することができます。この場合、当行は当行所定の方法により契約者に事前に通知します。

(c) 取扱日および取扱時間は当行所定のものとします。当行は取扱日および取扱時間と変更する場合があります。この場合、当行は当行所定の方法により契約者に事前に通知します。

G. 取引の取消

(a) 取引が成了した後は、料金等の払込みを取り消すことはできません。

(b) 説操作等により料金等を譲り受けた場合の取扱いについて、取扱機関に直接お問い合わせください。

(c) 有事の場合等、取扱機関からの連絡により、料金等の払込みが取り消され、当該料金をお戻すことがあります。

H. 領収書の不発行

(a) 料金等払込みサービスの入力項目だけの機能です。

(b) 取扱機関の納付情報または請求情報の内容、取扱機関での納付手続の結果その他の取扱等に関する照会については、取扱機関に直接お問い合わせください。

(10) カードローンサービス

A. カードローンサービスの内容

(a) カードローンサービスとは、契約者がかかる依頼に基づき、契約者が

あらかじめ指定したカードローン口座の借入・返済、契約内容照会、および借入限度額の変更申込等ができるサービスメニューです。

(b) このサービスメニューは、当行所定のカードローン口座を振替事前登録口座に登録することで利用できます。なお、カードローンの種類により利用できる取引内容が異なります。当行はこれらの取引内容を変更することができます。この場合、当行は当行所定の方法により契約者に事前に通知します。

(c) 取扱日および取扱時間は当行所定のものとします。この場合、当行は当行所定の方法により契約者に事前に通知します。

B. カードローンの借入・返済

(a) 借入では、契約者が指定したカードローン口座から資金の引落しを行なう。契約者が指定した振替事前登録口座の普通預金口座(総合口座)に資金を引落す。

(b) 返済では、契約者が指定した振替事前登録口座の普通預金口座(総合口座)に資金を引落す。なお、カードローンの返済では、契約者が指定した振替事前登録口座の普通預金口座(総合口座)に資金を引落す。

(c) 借入および返済の取扱いについて、当行は取扱日および取扱時間と変更する場合があります。この場合、当行は当行所定の方法により契約者に事前に通知します。

(d) 借入・返済の手続

(イ) 借入依頼または返済依頼(以下、「借入依頼等」という)が確定し内容確認が終了すると、原則としてただちに取引金額を出金指定口座から引落す。なお、借入依頼等は、当行所定の入金口座へ振替えます。

(ロ) 借入依頼等を受け付けた場合、当行は契約者が登録した電子

メールアドレスへ、確認のため速やかに、借入依頼等を受け付けた旨の電子メールを送信します。なお、電子メールには口座番号、金額等は記載しません。

□.指定期日取引

- (1)指定期日扱の予約として受け付けます(借入依頼等が確定し内容確認が終了しても、受付時点では金額指定口座から引落しません)。画面に指定日を表示しますので、ご確認ください。なお、指定日は翌営業日の取扱いとします。
- (2)借入依頼等を受け付けた場合、当行は契約者が登録した電子メールアドレスへ、確認のため速やかに、借入依頼等を受け付けた旨の電子メールを送信します(その時点ではまだ借入・返済を行っていません)。なお、電子メールには口座番号、金額等は記載しません)。
- (3)指定期日の7時30分以降に、取引金額を出金指定口座から順次引落とし、指定された金額口座へ振替えます。
- (4)借入依頼等が残高不足等で処理できなかつた場合は、処理不能の旨の電子メールを送信します(借入依頼等が正常に処理できた時は、電子メールは送信しません)。なお、電子メールには口座番号、金額等は記載しません)。また、処理不能の旨の電子メールを送信した場合は、借入依頼等はなかったものとします。

(d)取引依頼の変更・取消

イ.当日取引
借入依頼等の変更・取消はできません。

ロ.指定期日取引

指定期日扱の借入依頼等の場合、確定した取引依頼の取消は、当行が前記(1)、(2)の手続きを開始するまでは、端末機からの操作によって取り消しできます。この取り消しの依頼を受け付けた場合、当該取引依頼はなかったものとします。

(c)借入・返済の利用限度額

借入は、契約者が指定したカードローンの借入限度額内で取引できます。また、返済は契約者が指定した振替事前登録口座の普通預金口座(普通預金を含む)の引出可額内で取引できます。

C.契約内容照会

契約者が指定したカードローンの借入限度額、毎月の返済日、次回の返済金額、利率等の情報を確認することができます。なお、確認できる情報はカードローンの種類により異なります。

D.借入限度額申込み

(a)当行所定のカードローンについて借入限度額の変更を申込むことができます。

(b)借入限度額の変更申込みを受け付けた場合、当行は当行所定の審査等を行い、契約者に当行所定の方法で審査結果を通知します。不在その他の理由により、契約者に審査結果を通知できない場合は、当該申込みはなかったものとして取り扱います。また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(c)また、変更後の借入限度額、カードローンの種類等によっては、当行所定の審査に必要な資料を提示いただく場合があります。当行が指定する期限までに当該資料の提示がなかった場合は、当該申込みはなかったものとして取り扱います。また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。

(11)書類ローンサービス

A.書類型ローンサービスの内容

(a)書類型ローンサービスとは、証書型ローンの残高照会および契約内容照会、住宅ローンおよび無担保ローンの一部線上返済申込受付やその取消ができるサービスメニューです。

(b)このサービスメニューは、証書型ローンのご返済用預金口座を代表口座または振替事前登録口座に登録することで利用できます。なお、証書型ローンの種類によりこのサービスメニューの利用ができないものがあります。

(c)取扱日および取扱時間は当行所定のものとします。

B.残高照会および契約内容照会

(a)契約者が指定した証書型ローンの現在残高、返済額(毎月返済額およびボーナス返済額)、最終返済期限、適用利率を確認することができます。

(b)ご返済が滞っている場合など、このサービスメニューのご利用ができない場合があります。

C.一部線上返済の申込および取消

(a)住宅ローンおよび無担保ローンについては、一部線上返済の申込受付や取消を行なうことができます。

(b)一部線上返済のお取引日は毎月のご返済日のみです。

(c)下記の商品については取扱対象外となります。

イ.アパートローンや事業性ローン等(住宅ローン・無担保ローン以外)

ロ.社員住宅ローン等、勤務先からの利子補給制度があるものハ.静岡県個人住宅資金貸付制度を利用してしているものニ.ご返済に延滞しているローンや元金の返済を据置き中のもの、分割実行中のもの

ホ.返済方法が元利均等返済以外のもの
ヘ.お借入後、1年を経過していないもの。また、線上返済後、最終返済まで1年未満となるもの。

ト.住宅ローンで、保証会社(静銀信用保証㈱、全国保証㈱を除く)を利用しているもの

チ.線上返済前の残高が、住宅ローン 200 万円、無担保ローン 100 万円未満のもの

(d)お申込み受け付期限

前回ご返済日の 2 営業日以降、次回ご返済日の 2 営業日前までお申込みください。

(e)一部線上返済におけるご留意事項

イ.線上返済の取扱金額は、住宅ローン 10 万円以上、無担保ローン 1 万円以上から可能です。ただし、毎月の返済元金額(ボーナス返済分がある場合は含めた元金合計額)に満たない場合は取扱できません。

ロ.住宅ローンの場合、線上返済額は、線上返済前の残高とは、一部線上返済日ごとの返済額(ボーナス返済分がある場合は含めた金額)をご返済後の残高を指します。

(f)申込内容の取消を行なう場合は、一部線上返済のお取引予定日(次回ご返済日)の 1 営業日前までにお申込みください。

(15)公共料金口座振替受付サービス

A.公共料金口座振替受付サービスの内容

(a)公共料金口座振替受付サービスは、契約者の依頼に基づき、契約者があらかじめ指定した代表口座および、振替事前登録口座の普通預金口座を自動引落口座とした、公共料金の支払いに関する預金口座振替契約を受け付けるサービスメニューです。

(b)申込可能な収納機関は、当行所定の収納機間に限るものとします。

B.口座振替規定

前項による預金口座振替は、別途定める「口座振替規定」を適用します。

C.収納機関への届出および口座振替の開始時期

(a)本サービスによる収納機関への届出は原則として当行が契約者に代わり届け出ます。

(b)口座振替の開始時期は、各収納機関の手続完了後とします。なお、開始時期について当行は責任を負いません。

D.免責事項

本件の取扱に関して紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責任を負いません。

(16)静岡県税口座振替受付サービス

A.静岡県税口座振替受付サービスの内容

静岡県税口座振替受付サービスは、契約者の依頼に基づき、契約者があらかじめ指定した代表口座または、それ以外の本人口座(普通預金口座、支拂金預金口座、納税準備預金口座)を自動引落口座とした、静岡県税の支払いに関する預金口座振替契約を受け付けるサービスメニューです。

B.口座振替規定

前項による預金口座振替は、別途定める「預金口座振替規程」および「口座振替規定」を適用します。

C.収納機関(静岡県)への届出および口座振替の開始時期

(a)本サービスによる収納機関(静岡県)への届出は原則として当行が

契約者に代わり届け出ます。

(b)口座振替の開始時期は、収納機関(静岡県)の手続完了後とします。なお、開始時期について当行は責任を負いません。

D.免責事項

本件の取扱に関して紛議が生じても、当行の責めによる場合を除き、当行は責任を負いません。

4.ワンタイムパスワード

(1)ワンタイムパスワードサービスとは

ワンタイムパスワードサービスとは、インターネットバンキングサービスの利用に際し、スマートフォンにインストールされたパスワード生成ソフト(以下「ソフトトークン」といいます)により、ソフトトークンとハードトークンを統合して「トークン」といいますにより、生成され、表示された可変的なパスワード(以下「ワンタイムパスワード」といいます)を、前記2(3)B.に加えて用いることにより、契約者の本人確認を行なうサービスです。

(2)利用方法

A.トークンの発行

契約者は、ワンタイムパスワードサービスの利用を希望する場合は、インターネットバンキングサービスから以下のとおりトークン発行の依頼を行なってください。なお、複数トークンを同時にご利用することはできません。

(a)ソフトトークンの場合

スマートフォンの「しづぎんアプリ」をダウソードおよび利用登録後、「ワンタイムパスワード設定」メニューよりお客様が当行へお届け済みの電話番号の電話機から所定の認証先電話番号へ発信することで、当行はソフトトークンの発行依頼を受け付け、お客様さまにソフトトークンの取得とワンタイムパスワードサービスの提供を開始します。他のトークンをご利用中のお客様さまがしづぎんアプリ上でソフトトークンを取得した場合、過去に取得されているトークンは自動的に無効となります。

(b)ソフトトークン(ワンタイムパスワードアリ)の場合

契約者が当行へお届け済みの電話番号の電話機から所定の認証先電話番号へ発信することで、当行はソフトトークンの発行依頼を受け付け、契約者がソフトトークンへ依頼時に指定したスマートフォンのメールアドレスへ電子メールを送信します。当該電子メールには、ソフトトークンの動作に必要な基本ソフト(以下「携帯アプリ」といいます)を取得するためのURL、サービスID、ユーチャIDが記載されていますので、契約者は当該URLによりスマートフォンに携帯アプリをダウソードし、当該携帯アプリにサービスID、ユーチャIDおよび契約者がソフトトークン発行依頼時に指定した利用開始パスワードを正確に入力して、ソフトトークンを取得します。

(c)ハードトークンの場合

当行はハードトークン発行の依頼を受け付けた場合、契約者の届け出住所にハードトークンを郵送します。ハードトークンが郵送不着等の事由により当行に返戻された場合は、一定期間経過後廃棄し、当該依頼はなかったものとします。

B.ワンタイムパスワードの利用開始

前記A(1)またはA(2)の場合、契約者はインターネットバンキングサービスよりワンタイムパスワード利用開始手続きを行なってください。ワンタイムパスワード利用開始手続きでは、契約者がトークンに表示されているワンタイムパスワードを当行所定の方法により正確に入力するものとします。当行が受信し、認識したワンタイムパスワードが、当行が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当行は契約者からのワンタイムパスワード利用開始の依頼とみなし、ワンタイムパスワードサービスの提供を開始します。

C.ワンタイムパスワードによる本人確認手続き

ワンタイムパスワードサービスの利用開始後は、当行はインターネットバンキングサービスによる本人確認手続きを行なってください。ワンタイムパスワード利用開始手続きでは、契約者がトークンに表示されているワンタイムパスワードによる本人確認手続きを行ないます。前記2(3)B.に定める本人確認手続きを行なうのに加えて、当行が受信し、認識したワンタイムパスワードが、当行が保有するワンタイムパスワードと一致した場合には、当行は契約者からの取扱いの依頼とみなします。

D.ワンタイムパスワードの利用解除

ワンタイムパスワードサービスの利用の中止を希望する場合は、インターネットバンキングサービスでワンタイムパスワード利用解除手続きを行なってください。この手続きが完了した後は、契約者の本人確認手続きに、ワンタイムパスワードの入力が不要となります。なお、ワンタイムパスワード利用解除の手続きを完了した後に、再度ワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、前記 A.および B.の手続きを行なってください。ただし、前記 A.および B.の手続きが行なえるのは、ワンタイムパスワード利用解除日以降となります。

(3)生体認証ログインについて

A.生体認証ログインとは

生体認証ログインとは、インターネットバンキングサービスの利用に際し、スマートフォンに搭載された生体認証機能において、契約者の生体情報(個人の顔、指紋等の身体の一部の特徴)を用いることにより、インターネットバンキングサービスの当行所定の取扱について、本人確認手続きを補助する機能をいいます。生体認証ログインは、生体認証機能が搭載された当行が認めるスマートフォンにてワンタイムパスワードアリまたはしづぎんアプリ(以下、総称して「アブリ」といいます)を利用して場合にのみ、用いることができます。なお、契約者の生体情報は、契約者のスマートフォン内で管理され、当行が契約者の生体情報を取得することはできません。

B.生体認証ログインの利用開始

契約者は、生体認証ログインの利用を希望する場合は、アブリから、当行所定の手続きにより、スマートフォンに搭載された生体認証機能を起動し、生体認証を実施後、「代表口座番号またはログインID」および「ログインパスワード」を入力してください。入力を当行が受信し、認識した「代表口座番号またはログインID」および「ログインパスワード」が契約者の現在の登録内容と各々一致する場合、当行は契約者からの生体認証ログイン利用開始の依頼とみなし、生体認証ログインの提供を開始します。

C.生体認証ログインによる本人確認手続き

生体認証ログインの利用開始後は、当行はインターネットバンキングサービスの当行所定の取扱について、前記 4(2)に定めるワンタイムパスワードによる本人確認手続きにおいて、「代表口座番号またはログインID」および「ログインパスワード」に加え、生体認証機能による本人確認手続きを選択できるようになります。契約者が生体認証を希望する場合は、スマートフォンに搭載された生体認証機能による本人確認手続きを行ないますので、生体認証機能を起動し、生体認証を実施してください。契約者の生体情報がスマートフォンに登録された生体情報と一致後、ワンタイムパスワードが当行に自動で送信されます。当行が受信し、認識したワンタイムパスワードが当行の取扱いの依頼とみなします。

D.生体認証ログインの利用解除

生体認証ログインの利用の中止を希望する場合は、アブリにて、当行所定の手続きにより、利用解除手続きを行なってください。この手続きが完了した後は、契約者の本人確認手続きに、「代表口座番号またはログインID」および「ログインパスワード」の入力が必要となります。なお、生体認証ログインの利用解除の手続きを完了した後に、再度生体認証ログインの利用を希望する場合は、前記 B.の手続きを行なってください。

(4)トークンの有効期限

A.ソフトトークンの有効期限は、ソフトトークンに表示されます。有効期限が近づいた場合は、ハードトークンに通知しますので、有効期限の延長を行なってください。

B.ハードトークンの有効期限は、ハードトークンに表示されています。有効期限が近づいた場合は、その旨を契約者が登録した電子メールアドレスへ電子メールにより通知しますので、インターネットバンキングサービスにより有効期限の延長を行なってください。当行から新しいハードトークンを郵送します。なお、有効期限の到来に伴うハードト

クンの再発行は、後記(8)に定める再発行手数料はかかりません。

(5)ワンタイムパスワードおよびトークンの管理

ワンタイムパスワードおよびトークンは、契約者が自身で厳重に管理し、他人に知られたり、紛失、盗難等に遭わないよう十分注意してください。トークンを紛失した場合、トークンの偽造、変造等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合は、直ちに電子メール等により当行に連絡するとともに、契約者から当行に対し当行所定の方法により届出を行なってください。当行はこの連絡を受けたときは、直ちにインターネットバンキングサービスの取扱いを停止します。なお、当行への連絡時に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(6)ワンタイムパスワードサービスの利用停止

当行が保有するワンタイムパスワードと異なる内容で当行所定の回数以上連続してワンタイムパスワードが入力された場合は、当行はインターネットバンキングサービスの利用を停止します。再度、インターネットバンキングサービスの利用を希望する場合は、当行所定の方法により届出を行なってください。

(7)免責事項

A.トークンの不具合等により、取り扱いが遅延し、または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は責任を負いません。

B.トークンの紛失、盗難、故障等の事由でワンタイムパスワードが必要な取引が不能、遅延となった場合(これらの事由がトークンの発行前や郵送手続き中(再発行の場合は発行前に)に生じた場合を含む)でも、このために生じた損害について当行は責任を負いません。

C.前記(3)に定める生体認証ログインにおいて、スマートフォン内で管理される生体情報の偽造、変造、盗用もしくは不正使用等により生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は責任を負いません。

(8)利用手数料

ワンタイムパスワードサービスの利用手数料は無料です。ただし、以下の事由により、契約者がハードトークンの再発行を依頼した場合は、当行所定の手数料がかかります。当該手数料は代表口座にかかる各種規定にかかるうち、通常の手数料と同様に算定されます。

A.紛失、盗難、破損等による再発行

B.ハードトークンを利用していた契約者がワンタイムパスワードを利用解除した後、再度ハードトークンを利用するために行なう再発行

以上

(2024年8月9日現在)